

令和3年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金（新型コロナ対策認証対応型）  
交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、飲食業等が実施する感染防止対策を支援し、県内外の人々が安心して飲食できる環境を整備するため、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付を受けることのできる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 別表1に掲げる大企業に該当しない者。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による許可を受け事業を営んでいる者（以下「飲食店」という。）又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による許可を受け事業を営んでいる者（以下「宿泊業」という。）
- (3) 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得のための施設確認において知事から指摘を受けた事項（以下「指摘事項」という。）を改善し、認証取得するために必要な設備投資等を行った者で、その後の再度の施設確認の結果、認証を取得した者。
- (4) 補助金の受給後も事業を継続する者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設に該当しない者。
- (6) 次のいずれにも該当しない者。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
  - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
  - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得のための施設確認を受けた日から令和4年3月11日までの間に、補

助対象者が「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得に向け、より適正な感染防止対策を講じるために行う事業とする。

#### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げるものとする。この場合において、消費税及び地方消費税の額は、補助対象経費に含めないものとする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）又は補助上限額のいずれか低い額を上限とし、知事が決定する額とする。

2 補助上限額は、飲食店については別表3、宿泊業については別表4に掲げるものとする。

#### (交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和4年3月11日までに、令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 申請要件等確認書（別記様式第3号）
- (3) 申請要件等確認書の2④から⑨に定める書類（⑥は該当する場合のみ）
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### (交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査し補助金の交付決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、当該事業の申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の交付申請の内容を修正して、又は必要な条件を付して補助事業者に通知することができる。

#### (補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定による交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

#### (交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

#### (補助金の返還)

第10条 補助金事業者は、前条の規定による取消の通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業によって取得し、または効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第4号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類及び帳簿書類を、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和8年度まで）保存しなければならない。

- 2 知事は、必要と認める場合は、前項に掲げる書類の提出を補助事業者へ求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表1（大企業の定義）

業 種	以下のいずれも満たすこと	
	資本金等の額	従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円超	300人超
②卸売業	1億円超	100人超
③サービス業	5千万円超	100人超
④小売業	5千万円超	50人超

別表2（補助対象経費）

次に掲げる設備の設置に必要な経費

パーティション、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、二酸化炭素濃度測定器、非接触型体温計、加湿器、HEPAフィルター付き空気清浄機（紫外線殺菌装置を含む）、非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式等）、換気機能付きエアコン、換気設備

別表3（飲食店の補助上限額）

	補助上限額
従業員数が5名以下の事業者	10万円
従業員数が6名以上の事業者	20万円

別表4（宿泊業の補助上限額）

	補助上限額
従業員数が20名以下の事業者	20万円
従業員数が21名以上の事業者	40万円

山形県知事 殿

住 所 〒

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）  
交付申請書兼実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、令和3年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金（新型コロナ対策認証対応型）交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

感染対策を実施する店舗の 名称及び所在地	名 称：								
	代表者名：								
	連絡先☎：								
	所在地： 〒								
補助金申請額	円 ※千円未満切捨て								
振込口座	金融機関名	銀行 金庫 組合							
		店 支店 出張所							
	預金種目（○で囲む。） 1. 普通 2. 当座 3. その他								
	口座番号								
	カナ氏名								
本補助金への 申請状況 （○で囲む。）	1. 経営する店舗のうち、既に本補助金に申請した店舗がある。								
	既申請額	円							
	当該店舗の所在地域	：	村山	最上	置賜	庄内			
	2. 経営する店舗のうち、既に本補助金に申請した店舗はない。								



## 申請要件等確認書

店舗の名称 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_

1 誓約事項確認 ※できない(要件を満たさない)場合、補助金を交付することはできません。

誓約する場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。	チェック欄
提出書類に記載した内容は事実と相違がない。	<input type="checkbox"/>
申請時点で「山形県新型コロナ対策認証」を取得している。	<input type="checkbox"/>
補助対象事業は、国、県、市町村の他の補助制度を受けていない。	<input type="checkbox"/>
※飲食店の場合 その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店に該当しない。 ※宿泊業の場合 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗 型性風俗特殊営業に係る施設に該当しない。	<input type="checkbox"/>
令和3年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金(新型コロナ対策認証対応型) 交付要綱第2条第1項第6号に定める暴力団等に該当しない。	<input type="checkbox"/>
補助金の受給後も事業を継続する。	<input type="checkbox"/>
補助金申請額は業種・従業員数ごとに定める補助上限額を超えていない。 ※補助上限額は「1店舗あたり」ではなく、「1事業者あたり」です。	<input type="checkbox"/>

2 申請書類確認 ※できない(書類に不足がある)場合、補助金を交付することはできません。

書類が揃っている場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。	チェック欄
①(別記様式第1号)令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)交付申請書兼実績報告書	<input type="checkbox"/>
②(別記様式第2号)補助事業計画書	<input type="checkbox"/>
③(別記様式第3号)申請要件等確認書 ※この様式です。	<input type="checkbox"/>
④「山形県新型コロナ対策認証」に係る指摘事項確認票の写し	<input type="checkbox"/>
⑤※飲食店の場合 食品衛生許可証の写し ※宿泊業の場合 旅館業許可証の写し	<input type="checkbox"/>
⑥※飲食店で10万円、宿泊業で20万円を超える補助金を申請する場合 従業員数が飲食店の場合6名以上、宿泊業の場合21名以上であることを証する書類 (例:雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2(ハローワーク発行)の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(年金機構発行)の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、賃金台帳の写し等)	<input type="checkbox"/> ※該当する場合のみ
⑦ 補助対象事業を実施したことが確認できる書類(設備の設置場所の写真)	<input type="checkbox"/>
⑧ 補助対象事業に係る支払いを確認できる書類(宛名のある領収書等の写し)	<input type="checkbox"/>
⑨ 振込先口座が分かる通帳の写し(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)	<input type="checkbox"/>

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 ○ ○ ○ ○ 印

令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）  
に係る財産処分等承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定がありました標記補助金に係る財産  
処分について、山形県補助金等の適正化に関する規則第22条の規定により承認されるよう申請しま  
す。

記

1 処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 取得年月日
- (3) 取得価額
- (4) 処分方法

(有償譲渡、無償譲渡、交換、有償貸与、無償貸与、担保、廃棄、その他)

※該当する項目及びその内容（譲渡相手、譲渡予定額等）について具体的に記載すること。

- (5) 処分予定年月

2 処分の理由（具体的に記述すること）

3 添付資料

- (1) 処分しようとする財産の写真
- (2) その他参考資料（図面、備品台帳写し等）